

薩摩川内市新型コロナウイルスワクチン
予防接種実施計画



令和4年12月改定

薩摩川内市

1 計画策定の目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種については、国の指示のもと、都道府県の協力により、市町村において予防接種を実施するものとなっております。

市においてはワクチン接種が円滑に行われるよう、川内市医師会、薩摩郡医師会及び医療機関など関係機関と連携し、接種体制・流通体制を速やかに整備し、市民の皆様が安全にかつ安心して接種できるよう「薩摩川内市新型コロナウイルスワクチン予防接種実施計画」を策定します。

2 実施期間

(1) 初回接種（1回目、2回目及び3回目）

- ア 16歳以上の方 令和3年2月17日から令和5年3月31日まで
 - イ 12歳以上15歳以下の方 令和3年6月1日から令和5年3月31日まで
 - ウ 5歳以上11歳以下の方 令和4年2月21日から令和5年3月31日まで
 - エ 生後6か月以上4歳以下の方 令和4年10月24日から令和5年3月31日まで
- ※ 生後6か月以上4歳以下の方のみ、初回接種は3回の接種となります。

(2) オミクロン株対応ワクチン接種

初回接種を完了した12歳以上の方で、最終の接種から3か月以上経過した方
令和4年9月20日から令和5年3月31日まで

※ 令和4年10月21日から、最終のワクチン接種からの間隔が従来の5か月以上から3か月以上に短縮されました。

3 接種回数及び接種間隔

(1) 接種回数

- ア 12歳以上の方 3～5回接種

(ア) 3回接種

初回接種が最終の接種で、3回目がオミクロン株対応ワクチン接種の場合

(イ) 4回接種

3回目接種が最終の接種で、4回目がオミクロン株対応ワクチン接種の場合

(ウ) 5回接種

4回目接種が最終の接種で、5回目がオミクロン株対応ワクチン接種の場合

※ オミクロン株対応ワクチン接種は、現時点では1人1回の接種となります。

- イ 5歳以上11歳以下の方 3回接種

- ウ 生後6か月以上4歳以下の方 3回接種

(2) 接種間隔（1回目接種と2回目接種の間隔）

ア 12歳以上の方

（ア）ファイザー社ワクチンは、1回目接種から3週間空けて2回目接種

（イ）モデルナ社ワクチンは、1回目接種から4週間空けて2回目接種

（ウ）武田社ワクチン（ノババックス）は、1回目接種から20日空けて2回目接種

イ 5歳以上11歳以下の方

小児用ファイザー社ワクチンは、1回目接種から3週間空けて2回目接種

ウ 生後6か月以上4歳以下の方

生後6か月-4歳用ファイザー社ワクチンは、1回目接種から3週間空けて2回目接種

(3) 接種間隔（2回目接種から3回目以降の接種間隔）

ア 12歳以上の方（令和4年10月中旬までに接種された方）

2回目接種から3か月以上経過後に3回目接種

また、3回目接種から3か月以上経過後に4回目接種、4回目接種から3か月以上経過後に5回目接種

イ 5歳以上11歳以下の方

小児用ファイザー社ワクチンは、2回目接種から5か月以上経過後に3回目接種

ウ 生後6か月-4歳用ファイザー社ワクチンは、2回目接種から8週間空けて3回目接種

(4) 接種間隔（オミクロン株対応ワクチン）

最終の接種から3か月以上経過後に1回接種

(5) 接種間隔（武田社ワクチン（ノババックス））

3回目以降の接種はオミクロン株対応ワクチンの接種が基本であるが、前回接種から6か月以上経過後に1回接種可能

4 接種費用 無料

5 接種対象者

接種希望者は原則、居住地（住民票所在地）での接種となります。ただし、長期入院、長期入所している等のやむを得ない事情による場合には、例外的に居住地（住民票所在地）以外でワクチンを接種することができます。

市の人口は令和4年12月1日現在、92,292人（住民基本台帳登録人口）であり、医療従事者等の接種対象者の概数は国の算定方法により、次頁の表のとおりとなります。

現時点では生後6か月以上11歳以下は3回接種、オミクロン株対応ワクチン接種は初回接種完了の12歳以上の方が対象で1回の接種となります。

現在、流行しているオミクロン株に対応した成分が含まれているため、従来ワクチンを上

回る重症予防効果や、短い期間である可能性はあるものの、感染予防効果や発症予防効果も期待されてることから、重症化リスクの高い高齢者等はもとより、若い方にも接種が推奨されております。

○ 国の算定方法による、接種対象者の概数

区分		算定法	概数
接種 対象 者	(1) 医療従事者等	総人口の3%	2,769人
	(2) 高齢者	住民基本台帳年齢階級別人口の65歳以上の合計	30,367人
	(3) 基礎疾患を有する者	総人口の8.2%(20~64歳の場合)	7,568人
	(4) 高齢者施設等の従事者	総人口の1.6%	1,477人
	(5) 上記以外の者		50,111人
合計		(1)+(2)+(3)+(4)+(5)	92,292人

6 想定する接種者数

本年12月1日現在の本市における1回目の接種者数は76,701人で、令和4年1月1日の住民基本台帳における接種対象者93,176人に対して、接種率は82.3%、2回目接種者数は76,372人の80.4%となっており、そのうち12歳以上で初回接種（1回目・2回目）を完了した74,990人のうち20,318人の27.1%の方がオミクロン株対応ワクチンを接種しております。

また、5歳以上11歳以下においては1回目の接種者数は1,450人で、接種対象者6,177人に対して、接種率は23.5%、2回目接種者数は1,382人の22.4%、3回目接種者数は424人の6.9%となっております。

1回目、2回目、3回目及びオミクロン株対応ワクチンの接種方法は、かかりつけ医などの身近な医療機関での接種（個別接種）及び市が設置する会場での接種（集団接種）であり、1回目及び2回目においては、84.8%が個別接種、15.2%が集団接種において接種しております。

オミクロン株対応ワクチン接種についても、同程度での接種が想定されます。

※ 接種者数の算定にあたっては、死亡された方の接種日が令和3年中の接種分は除いております。

○ 接種者数、接種率 (令和4年12月1日現在)

区分	対象者	接種回数	接種者(人)	接種率(%)
乳幼児 (生後6か月以上 4歳以下の方)	3,843	1回目	26	0.7%
		2回目	0	0%
		3回目	0	0%
小児 (5歳以上11歳 以下)	6,177	1回目	1,450	23.5%
		2回目	1,382	22.4%
		3回目	424	6.9%
12歳以上	83,156	1回目	75,225	90.5%
		2回目	74,990	90.2%
		オミクロン株 対応ワクチン	20,318	27.1%

※ オミクロン株対応ワクチンの接種率は、12歳以上で初回接種(1回目・2回目)を完了した74,990人に対する接種率となります。

○ 接種形態 (令和4年12月1日現在)

回数	接種者	個別接種		集団接種	
		人数	割合	人数	割合
1回目	78,235	66,342	84.8%	11,893	15.2%
2回目	77,782	66,003	84.9%	11,779	15.1%
	156,017	132,345	84.8%	23,672	15.2%

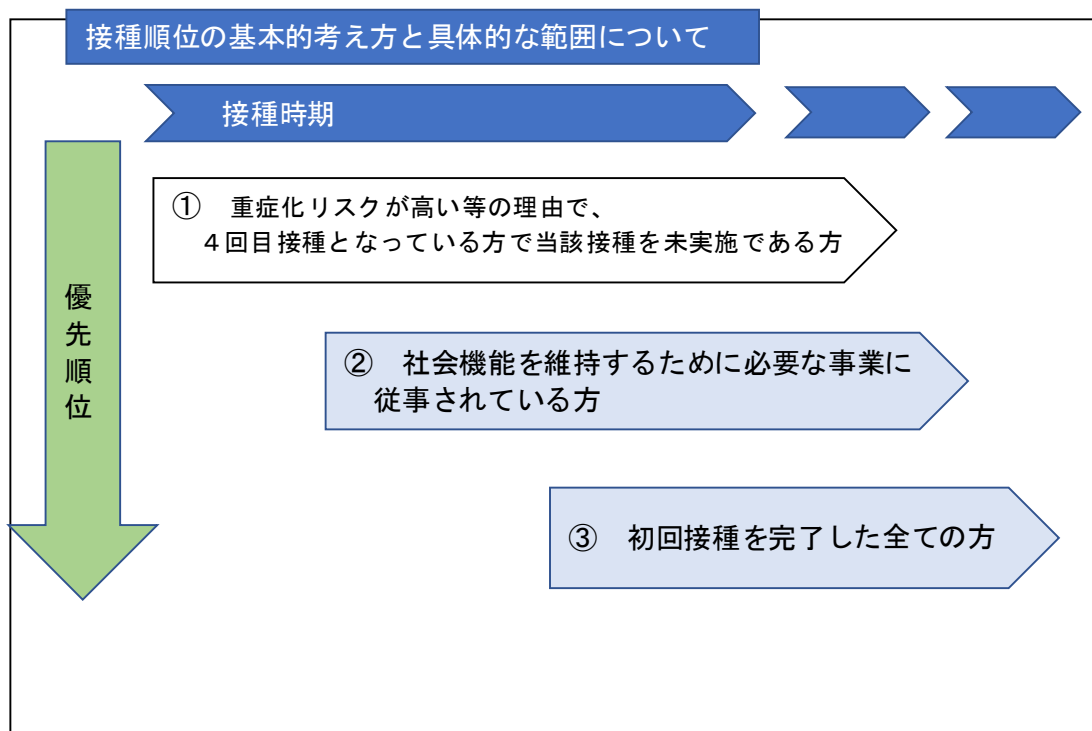
※ 接種者数には死亡された方の分を含んでおります。

※ 個別接種については、市内外での医療機関での接種、市内外事業所での本市在住者の職域接種及び県の大規模接種等を含む

7 ワクチンの接種順位

(1) 12歳以上（オミクロン株対応ワクチン）

オミクロン株対応ワクチン接種については、まずは重症化リスクが高い等の理由で、4回目接種となっている方で当該接種を未実施である方、次に、社会機能を維持するために必要な事業に従事されている方を優先的に実施しました。最後に初回接種を完了した全ての方の順で進めております。



(2) 5歳以上11歳以下

初回接種の接種券は発送済みであり、3回目の接種は、2回目の接種から5か月以上経過後に追加接種となりますので、特に優先順位は設けておりません。

(3) 生後6か月以上4歳以下

初回接種の接種券は発送済みであり、特に優先順位は設けておりません。

8 接種スケジュール

(1) 12歳以上

ア 初回接種の方

初回接種は従来型ワクチンとなり、接種完了後にオミクロン株対応ワクチンによる接種となります。



※ 初回接種はオミクロン株対応ワクチンによる接種はできません。

※ 初回接種は令和5年3月31日まで実施されますが、オミクロン株対応ワクチン接種は、初回接種完了から3か月以上経過後に1回接種となっており、特例臨時接種（新型コロナウイルスワクチン接種）の実施期間が令和5年3月31日までとなっていることから、オミクロン株対応ワクチン接種を希望される方は令和4年12月31日までに初回接種を完了する必要があります。

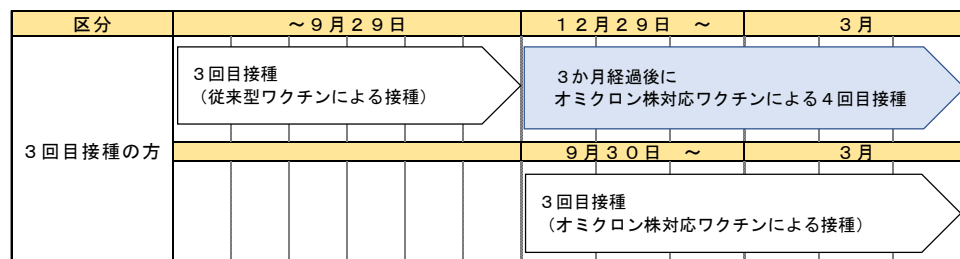
イ 3回目接種の方

(ア) 12歳以上の方で社会機能を維持するために必要な事業に従事されている方

9月29日までに従来型ワクチンによる3回目接種をされた方は、3か月経過後にオミクロン株対応ワクチンによる4回目接種となります。

9月30日以降はオミクロン株対応ワクチンによる3回目接種となります。

現段階では、オミクロン株対応ワクチンによる3回目接種をされた方は、同一ワクチンによる4回目接種はできません。



※ 社会機能を維持するために必要な事業に従事されている方とは、保育所の従事者、学校の教職員、警察官及び公共交通機関の職員等をいいます。

(イ) 上記 (ア) 以外の12歳以上の方

10月12日までに従来型ワクチンによる3回目接種をされた方は、3か月経過後にオミクロン株対応ワクチンによる4回目接種となります。

10月13日以降はオミクロン株対応ワクチンによる3回目接種となります。

現段階では、オミクロン株対応ワクチンによる3回目接種をされた方は、同一ワクチンによる4回目接種はできません。

区分	～10月12日	10月12日～	3月
3回目接種の方	3回目接種 (従来型ワクチンによる接種)	3か月経過後に オミクロン株対応ワクチンによる4回目接種	
		10月13日～	3月
		3回目接種 (オミクロン株対応ワクチンによる接種)	

ウ 4回目接種の方

(ア) 60歳以上の方、18歳以上60歳未満で基礎疾患を有する方、医療従事者及び高齢者施設等の従事者等

9月26日までに従来型ワクチンによる4回目接種をされた方は、3か月経過後にオミクロン株対応ワクチンによる5回目接種となります。

9月27日以降はオミクロン株対応ワクチンによる4回目接種となります。

現段階では、オミクロン株対応ワクチンによる4回目接種をされた方は、同一ワクチンによる5回目接種はできません。

区分	～9月26日	9月26日～	3月
4回目接種の方	4回目接種 (従来型ワクチンによる接種)	3か月経過後に オミクロン株対応ワクチンによる5回目接種	
		9月27日～	3月
		4回目接種 (オミクロン株対応ワクチンによる接種)	

(イ) 12歳以上の方で社会機能を維持するために必要な事業に従事されている方

9月29日までに従来型ワクチンによる4回目接種をされた方は、3か月経過後にオミクロン株対応ワクチンによる5回目接種となります。

9月30日以降はオミクロン株対応ワクチンによる4回目接種となります。

現段階では、オミクロン株対応ワクチンによる4回目接種をされた方は、同一ワクチンによる5回目接種はできません。

区分	～9月29日	12月29日～	3月
4回目接種の方	4回目接種 (従来型ワクチンによる接種)	3か月経過後に オミクロン株対応ワクチンによる5回目接種	
		9月30日～	3月
		4回目接種 (オミクロン株対応ワクチンによる接種)	

(ウ) 上記(ア)及び(イ)以外の12歳以上60歳未満の方

10月12日までに従来型ワクチンによる4回目接種をされた方は、3か月経過後にオミクロン株対応ワクチンによる5回目接種となります。

10月13日以降はオミクロン株対応ワクチンによる4回目接種となります。

現段階では、オミクロン株対応ワクチンによる4回目を接種された方は、同一ワクチンによる5回目接種はできません。

区分	～10月12日	1月12日～	3月
4回目接種の方	4回目接種 (従来型ワクチンによる接種)	3か月経過後に オミクロン株対応ワクチンによる5回目接種	
		10月13日～	3月
		4回目接種 (オミクロン株対応ワクチンによる接種)	

エ 5回目接種の方

従来型ワクチンによる4回目接種が完了した方は、4回目接種完了から3か月以上経過後にオミクロン株対応ワクチンによる接種となります。

区分	10月26日	～	3月
5回目接種の方	4回目接種を完了してから3か月経過後に オミクロン株対応ワクチンによる接種		

(2) 5歳以上11歳以下

3回目接種は初回接種完了から5か月経過後となります。



※ 初回接種は令和5年3月31日まで実施されますが、特例臨時接種（新型コロナウイルスワクチン接種）の実施期間が令和5年3月31日までとなっていることから、3回目接種を希望される方は令和4年10月31日までに初回接種を完了する必要があります。

(3) 生後6か月以上4歳以下

2回目接種は1回目接種から3週間後、3回目接種は2回目接種から8週間後となります。



※ 初回接種は令和5年3月31日まで実施されますが、特例臨時接種（新型コロナウイルスワクチン接種）の実施期間が令和5年3月31日までとなっていることから、3回目接種を希望される方は令和5年2月3日までに2回目接種を完了する必要があります。

9 接種券発送スケジュール

(1) 12歳以上

発送日	区分	接種回数	前回接種日
9月26日	12歳以上	3回目	令和4年5月1日から5月10日まで
	60歳以上	4回目	
10月3日	12歳以上	3回目	令和4年5月11日から5月20日まで
	60歳以上	4回目	
10月13日	12歳以上	3回目	令和4年5月21日から5月31日まで
		4回目	令和3年12月1日から令和4年2月28日まで
	60歳以上	4回目	令和4年5月21日から5月31日まで
10月19日	12歳以上	4回目	令和4年3月1日から4月20日まで
10月25日	12歳以上	4回目	令和4年4月21日から5月31日まで
		5回目	令和4年5月21日から5月31日まで
11月1日	12歳以上	3回目	令和4年6月1日から7月31日まで
		4回目	
		5回目	
11月7日	12歳以上	3回目	令和4年8月1日から8月15日まで
		4回目	
		5回目	
11月14日	12歳以上	3回目	令和4年8月16日から8月31日まで
		4回目	
		5回目	
11月28日	12歳以上	3回目	令和4年9月1日から9月15日まで
		4回目	
		5回目	
12月12日	12歳以上	3回目	令和4年9月16日から9月30日まで
		4回目	
		5回目	
12月26日	12歳以上	3回目	令和4年10月1日から10月15日まで
		4回目	
		5回目	
1月11日	12歳以上	3回目	令和4年10月16日から10月31日まで
		4回目	
		5回目	

発送日	区分	接種回数	前回接種日
1月26日	12歳以上	3回目	令和4年11月1日から11月15日まで
		4回目	
		5回目	

(2) 5歳以上11歳以下

初回接種券は送付済みであり、5歳到達の方には自動的に送付いたします。

また、3回目の接種券は初回接種完了後、5か月経過を目途に自動的に送付いたしません。

(3) 生後6か月以上4歳以下

発送日	対象者
11月14日	<p>生後6か月（※1）～4歳（※2）の方</p> <p>※1 配達日（令和4年11月14日）までに生後6か月になる方</p> <p>※2 生年月日が平成29年12月1以降の4歳児</p> <p>令和4年11月30日までに5歳になる方については、小児接種券（5～11歳用）を随時発送予定</p>

(4) 転入された方

新型コロナウイルスワクチンの接種対象者については、原則、住民票所在地の接種券が必要となります。

接種券の発行、ワクチン接種の予約等の相談がある方は、薩摩川内市役所本庁舎6階新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームにお問い合わせください。

10 接種までの流れ

(1) 郵送された接種券一体型予診票等を受け取ります。

(2) 接種券に同封する予約方法を確認し、かかりつけ医などの医療機関での接種を希望する方は、直接医療機関に接種予約を行います。

市が設置する会場（集団接種）での接種を希望する方は、市・コールセンター（予約専用ダイヤル）又は新型コロナワクチン集団接種予約サイトにより接種予約を行います。

※ 生後6か月以上4歳以下の方及び5歳以上11歳以下の方は、かかりつけ医などの市内の医療機関での接種を希望される場合でも、市・コールセンター（予約専用ダイヤル）又は新型コロナワクチン集団接種予約サイトにより接種予約となります。

(3) ワクチンを接種します。

11 接種体制

(1) 会場

ア かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）

多くの基本型接種施設及びサテライト型接種施設（以下「接種実施医療機関」という。）や医療従事者等が必要となると見込まれることから、医師会をはじめ、地域の医療関係機関等と協力して接種実施医療機関を決めています。

令和4年11月1日現在、市内58医療機関で個別接種を実施しております。

また、5歳以上11歳以下への接種は、市内9医療機関、生後6か月以上4歳以下への接種は、市内8医療機関で実施しています。

令和4年11月1日現在

場所	区分	箇所数
医療機関	12歳以上	58医療機関
	5歳以上11歳以下	9医療機関
	生後6か月以上4歳以下	8医療機関

※ 基本型接種施設とは、直接ワクチンの配送を受け、接種を実施する施設をいう。また、サテライト型接種施設とは基本型接種施設から冷蔵でワクチンの移送を受けて接種を実施する施設をいう。

イ 市が設置する会場（集団接種会場）

医師会等の協力をいただきながら、医療機関（個別接種）以外の集団接種会場を開設し、多人数への接種を行うとともに、働き世代なども接種しやすい体制を確保します。

今後も川内保健センターを中心に、大会場での接種を含めながら集団接種を実施していきます。

(2) 集団接種における接種体制

集団接種における問診及び接種にかかる医師及び看護師については、川内市医師会、薩摩郡医師会に派遣を依頼しております。

また、ワクチンの薬液充填や接種後の経過観察等その他の従事者については、薩摩川内市歯科医師会、川内薬剤師会及び薩摩郡薬剤師会並びに在宅看護師や保健師等の協力のものと調整しております。

区分	1～オミクロン株対応ワクチン接種
日程	令和4年10月～令和5年3月予定
接種会場	① 川内保健センター ② 樋脇保健センター ③ 東郷保健センター ④ 祁答院保健センター ⑤ 入来文化ホール別館 ⑥ 薩摩川内市総合福祉会館 ⑦ 大会場（サンアリーナせんだい等） ※ なお、個別接種の予約状況に応じて縮小・廃止を行います。
接種日	① 午前のみ（日・祝日） ② 午後のみ（水・土） ③ 1日（日・祝日）
接種時間	①【午前】 9：00～11：30 ②【午後】 14：00～16：30
実施レーン	①保健センター等 2～3レーンで調整 ②大会場 5レーン以上で調整
接種見込数	① 1レーン 180人/日 ② 2レーン 360人/日 ③ 3レーン 540人/日 ④ 5レーン 1,000人/日 ※半日の場合は、上記の半分となります。
医師等	① 予診・接種・・・医師・看護師（郡市医師会より推薦） ② 予診票確認・・・薬剤師（相談業務も兼ねる）・保健師・看護師 ③ 薬液充填・・・・・・・・・・薬剤師・保健師・看護師 ④ 接種後の経過観察・・・歯科医師・保健師・看護師 ⑤ 接種補助・・・・・・・・・・保健師・看護師 ⑥ 受付（場内・場外）・・・市職員 ⑦ 誘導・案内・・・・・・・・・・市職員（予診票記入補助も兼ねる） ⑧ 接種済証発行・・・・・・・・市職員 ⑨ 駐車場・・・・・・・・・・市職員・警備会社に委託

(3) 対象者ごとの接種形態

ア 高齢者（65歳以上）

(ア) 高齢者施設入所者

市内の対象施設は（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院・特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、生活支援ハウス）であり、医療を提供する介護保険施設がある一方、高齢者の住まいとしての施設もあることから、入所者の接種については施設の特徴を踏まえた上で接種場所の検討を行います。

また、接種実施医療機関等の確保が困難な高齢者施設については、川内市医師会、薩摩郡医師会の協力を得ながら接種実施医療機関等とのマッチングを行います。

- ① 嘱託医による巡回接種となります。
- ② 医療機関受診可能な方は自身で接種実施医療機関に予約し接種となります。
- ③ 嘱託医による巡回接種、接種実施医療機関及び市が設置する集団接種会場での接種が困難な場合には、接種実施医療機関からの巡回接種となります。
- ④ 医療の提供を行う介護老人保健施設において、市と予防接種の実施に係る集合契約を締結した場合は、サテライト型接種施設として接種が可能となります。

(イ) 在宅の要介護者等

かかりつけ医による訪問診療での接種としますが、かかりつけ医がいない場合は、医師会等の協力を得ながら、接種実施医療機関による巡回診療による接種を行います。

(ウ) 上記以外の高齢者

かかりつけ医での個別接種を推奨しますが、市が設置する会場での接種（集団接種）も可能です。

イ 基礎疾患を有する者

18歳以上60歳未満で、以下の病気や状態で通院又入院している方については、かかりつけ医での個別接種を推奨します。

- (ア) 慢性の呼吸器の病気
- (イ) 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- (ウ) 慢性の腎臓病
- (エ) 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- (オ) インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病
- (カ) 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）

- (キ) 免疫の機能が低下する病気（治療中の悪性腫瘍を含む。）
- (ク) ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- (ケ) 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- (コ) 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）
- (サ) 染色体異常
- (シ) 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- (ス) 睡眠時無呼吸症候群
- (セ) 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- (ソ) BMIが30以上の方 ※BMI＝体重（kg）÷身長（m）÷身長（m）
- (タ) 上記以外で新型コロナウイルス感染症にかかった場合、重症化リスクが高いと医師が認める方

ウ 高齢者施設従事者の場合

嘱託医、かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）及び市が設置する会場（集団接種会場）での接種となります。

エ 64歳以下の方の場合

かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）、市が設置する会場（集団接種会場）での接種となります。

オ 初回接種未接種者

かかりつけ医など身近な医療機関（個別接種）、市が設置する会場（集団接種会場）での接種となります。

接種希望時期によっては、医療機関への接種予約ができない場合や集団接種が実施されていない場合があります。

そのような場合は、市において接種場所及び接種日を調整いたします。

(4) ワクチンの配送

市内の基本型接種施設（ディープフリーザー設置医療機関等）においてワクチンを管理し、市の委託事業者によりワクチンを接種会場に移送します。



※ ファイザー社製ワクチンに合わせて配送体制を確立するため、他社製ワクチンにも対応可能

12 接種に関する情報提供・問合せ対応等

(1) 各種周知

新型コロナウイルスワクチン接種調整会議の実施内容、接種計画、集団接種の実施及び住所地外接種等の各種手続についてお知らせします。

(2) コールセンターの設置

新型コロナウイルスワクチン接種に際しての具体的な手続きや相談等にに対応するコールセンターを開設しております。

電話 050-3850-0018

(3) 接種予約

ア 個別接種：各医療機関の予約方法（電話など）にて、接種を希望する医療機関に直接予約となります。

イ 集団接種：市・コールセンター（予約専用ダイヤル）又は予約サイト「新型コロナワクチン集団接種予約サイト」での予約となります。

13 副反応等に対する対応

(1) ワクチン接種後の副反応を疑う症状について、被接種者が受診を希望する際は、まず、身近な医療機関（接種した医療機関やかかりつけの医療機関等）を受診してもらいます。

(2) 専門的な対応が必要であると判断された場合には専門的な機関を紹介します。

(3) 接種により健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく、予防接種健康被害救済制度により対応します。

14 接種推進体制の整備

(1) 令和3年1月15日 新型コロナウイルスワクチン接種準備プロジェクトチームを設置

(2) 令和3年2月9日 新型コロナウイルスワクチン接種調整会議を設置
(これまで15回開催)

(3) 令和3年3月1日 新型コロナウイルスワクチン接種推進プロジェクトチームを設置